暗号資産交換取引説明書

2026 年 10 月
第 113 版

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00007 号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3295 号

暗 号 資 産 交 換 取 引 説 明 書

（以下、「取引説明書」又は「本説明書」といいます。）

本説明書は、ビットトレード株式会社（以下**「当社」**といいます。）が、取り扱う暗号資産交換取引（以下、**「本取引」**といいます。）のお客様（以下「お客様」といいます。）と当社との間で本取引を行う前に「暗号資産交換業者に関する内閣府令」（以下「内閣府令」といいます。）第 21 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取り扱う暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するために当社があらかじめお客様に交付している説明書です。

本説明書には、内閣府令第 22 条第 1 項各号、第 2 項各号及び第 4 項各号の規定により、あらかじめお客様に提供しなければならないとされている情報や本取引についてのリスクや留意点等の重要事項が記載されています。

本取引を開始する場合又は継続して行う場合には、事前に、本説明書を熟読され、本説明書および利用規約をよくお読みいただき、ご理解いただくのみでなく、取引の仕組みや暗号資産の特性（電子機器その他電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものであること）、サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少のリスクがあること等、本取引のリスクについても、十分に研究し、ご理解いただいた上で、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

なお、本説明書のほか、お客様は本取引を行う上で、当社ホームページ（以下、「当社 HP」という。）掲載の利用規約、利益相反管理方針、最良執行方針、その他取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

目次

1.　リスク等重要事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.　当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要 ・・・・・・・・・8
3.　暗号資産交換取引（BitTrade現物取引）の概要 ・・・・・・・・・・・9
4.　暗号資産に関する税金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
5.　当社への連絡方法及び苦情等の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・14
6.　当社の苦情処理措置および紛争解決措置について・・・・・・・・・・15
7.　暗号資産に関する注意喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
8.　受託暗号資産流出時の対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
9.　取扱暗号資産廃止時の対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

本説明書の著作権は、当社に帰属しています。著作権法によって認められる範囲を超えて、本説明書の一部か全部かを問わず、いかなる場合も当社に無断で使用・複製・転載・改変・配布等をすることはできません。また、第三者及び当社に不利益や損害を与える行為、公序良俗に反する行為、その恐れがある行為、営利を目的とした行為などはこれを禁止します。

1. リスク等重要事項について

下記記載事項は、暗号資産交換取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行ってください。

[リスク等重要事項]

1. 暗号資産は、法定通貨（本邦通貨又は外国通貨）ではありません。

2. 当社の取扱う暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる電子データであり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。暗号資産は、法定通貨又はその他の資産に基礎づけられていません。また、暗号資産は、対価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

3. 暗号資産は、暗号を使用した「交換するための媒体」で、オンラインサービス上で経済活動を行うことが可能な価値を持つ実体のない"仮想"の通貨（暗号通貨の一種）です。

4. 取引対象となる暗号資産の価値は、物価や外国為替・金融証券市場の動向等の経済的要因や各国の暗号資産に関わる政策・規制の変更等の政治的な要因に加えて、新種の暗号資産の登場や、新技術の発明、天変地異、戦争・政変・紛争その他の突発事象の発生等、様々な要因により変動します。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値が変動することにより、予期せぬ損失が発生又は価値を消失するリスク（価値変動リスク）があり、元本保証はありません。

5. 暗号資産の取引には、相場急変その他の要因により流動性が著しく低下または枯渇するリスク（流動性リスク）があり、その場合、お客様は、著し

く不利な価格で取引が約定したり、売買すること自体が困難となる可能性があり、意図したお取引ができなくなるおそれがあります。

6. 本取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴う様々なリスクがあります。①～⑤は典型的なリスクとなります。

① 当社又はお客様、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信回線に異常・障害（システム障害）が発生した場合には、注文の受発注、執行、確認、取消し、金銭の受払いなどが行えなくなる可能性があり、機会利益の喪失などのリスクが発生します。

② お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

③ 電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン ID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。特に、外部のウォレットを使用した場合、プライベートキーもしくはパスワードを紛失するとお客様が保有している暗号資産に一切アクセスできなくなる可能性があります。その場合は、当社は一切の責任を負いません。また、暗号資産は、サイバー攻撃等による暗号資産の消失・価値減少のリスクがあります。

④ 当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な　原因で一時的又は一定期間にわたって、電子取引システムで表示している暗号資産の価格が異常値となる可能性、電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文自体が無効となる可能性があります。異常値での取引成立があったと当社が判断した場合、当社の判断で当該取引を取り消させていただくことがございますのであらかじめご了承下さい。

⑤ システム障害が発生した場合又はシステムメンテナンスを実施する場合、当社は予告なく本取引を中断・休止する場合があります。シス

テムのメンテナンスや障害等により、お客様の注文が受付けられず、注文機会を逸したことにより、正常にシステムが稼働していれば得られたであろう利益を逸した場合は、発注しようとしたご注文（原注文）の内容を当社で特定できないため、機会損失となり、補てんすることはできません。

7. 上記の他、暗号資産交換取引に固有のリスクとして下記のリスクがあります。

(1)法令・税制変更リスク

暗号資産に関する日本または外国の規制等の変更により、暗号資産の交換・送金・決済等が制限又は休止・停止される可能性があります。法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産の取引や保有が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、現状より不利な取扱いとなった場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。

(2)暗号資産ネットワークによるリスク

暗号資産は電子的に記録されるものであり、その移転には暗号資産ネットワーク上での取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が必要です。そのため、当該移転の過程で暗号資産ネットワーク内に重大なトラブルが発生した場合、暗号資産を消失するリスクがあります。

暗号資産ネットワークにおいて十分な取引確認ができるまで、上述の移転は完了せず、一定時間保留状態（認証待ちの状態）が続きます。また、暗号資産ネットワークが正常に機能しなかった場合、お客様の暗号資産の移転によるお客様の BitTrade（ビットトレード）現物取引口座（以下、本取引口座）の残高への反映がされない、お客様の本取引口座から外部への暗号資産の移転が完了しない、また、お客様の暗号資産の移転がキャンセルされる可能性があります。

(3)暗号資産交換業者の破綻リスク

外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する提携先の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可

能性があります。当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様からお預かりした資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。

当社は、お客様の資産（金銭および暗号資産）と当社の自己の固有の資産（金銭および暗号資産）を、資金決済に関する法律（以下、「法」という。）第 63 条の 11 第 1 項および第 2 項の規定に基づき、下記の方法で分別して管理しています。
しかし、万一、当社が破綻した場合、お客様からお預かりした資産のすべてを返還することが困難になる可能性があり、その場合はお客様に損失が生じる可能性があります。

① 金銭の分別管理方法

当社は、法第 63 条の 11 第 1 項に基づき、お客様からお預かりした金銭を信託会社に信託する方法で管理しています。お客様は、本取引のために利用する金銭を当社が指定する振込先銀行の当社名義のお客様預託金専用の普通預金口座にお振込みいただき、当社はその金銭をお客様の暗号資産取引口座にお客様財産として全額を追加します。

受託者（信託会社）の商号：日証金信託銀行株式会社、ＳＢＩクリアリング信託株式会社

元本および収益の受益者：お客様

② 暗号資産の分別管理方法

当社は、法第 63 条の 11 第 2 項に基づきお客様からお預かりした暗号資産及び法第 63 条の 11 の 2 第 1 項前段に規定する履行保証暗号資産を、当社において内閣府令第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に規定する方法で管理しています。当社は、お客様の暗号資産と当社の自己の固有財産である暗号資産とを明確に区分して管理し、お客様ごとの持ち分がデータ上判別できる状態で管理するとともに、お客様の暗号資産を管理するために必要な秘密鍵を常時インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で管理しています。また、当社は、当社の営業日（T）におけ

る営業終了時（24 時）を計算の基準時点として、当社が管理する帳簿上のお客様の財産（暗号資産）の残高を算出します。当社は、当該残高とお客様のブロックチェーン上の暗号資産の有高を毎営業日照合し、有高が帳簿上の残高に満たない場合には、その不足額を当該不足が生じた日の翌日から起算して２営業日以内に解消することとしています。

(4)ハードフォークによる分岐リスク

当社が取り扱う暗号資産はハードフォークによりブロックチェーンが２つに分岐し、大幅な価値下落や取引が無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果により、新規コインをお客様に提供できない可能性があります。

(5)51%攻撃リスク

当社が取り扱う暗号資産について、悪意あるグループまたは個人により、ネットワーク全体の 51%以上が支配され、不正な取引が正当化されるリスクがあります。

(6)価格変動リスク

① 暗号資産そのものの価値変動リスク

暗号資産の価格は、24 時間 365 日常に変動しています。暗号資産は、その価格変動が大きいこともその特徴の一つであり、物価、通貨、証券市場等の他の市場の動向など様々な要素の影響を受け、標準的な国内株式と比較してもその値動きは大きいと言えます。 また、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、将来予期せぬ事象等を原因として、お客様の暗号資産取引・保有している暗号資産の価格が短期間で急激に変動、下落する可能性があります。 また、暗号資産はその歴史も浅いことから、暗号資産の価値に対する信用の失墜などにより価格そのものがゼロとなる可能性があることも重ねてご認識下さい。

② 取引の価格に関するリスク

本取引の取引価格が、他の暗号資産取引業者の取引価格と比較して最良の価格である保証はありません。

(7)流動性リスク

① 暗号資産に内在する流動性リスクについて

暗号資産の取引は今後も拡大が見込まれていますが、暗号資産自体及びその取引も歴史が短く、暗号資産の資産としての評価も定まっていない一面があります。 また、2017 年 4 月 1 日施行の「法」においては、暗号資産交換業について登録を受けることなどを求め、同日施行の犯罪による収益の移転防止に関する法律は、暗号資産に関する取引について取引時確認を求めています。 このような暗号資産に対する評価や法的規制の導入のほか、他の類似の暗号資産の普及、将来予期せぬ事象等を原因として、暗号資産の取引が減少して流動性が低下し、お客様がその保有する暗号資産を売却できなくなったり、安値で換価しなければならなくなったりする可能性があります。

② 天災地変等による流動性リスクについて

天災地変、戦争、政変、法律の変更、同業罷免(ストライキ等)、暗号資産自体の取引量の減少、当社以外の取引所における事業の停止、同業他社との競争等の特殊な状況により、本取引の業務に影響が出た場合には、取引が困難又は不可能となる可能性もあります。

(8)手数料の変更によるリスク

当社は、将来、本取引のルール等を変更する可能性があります。

(9) 個人情報に関するリスク

お客様が当社のサービスに登録したメールアドレス、氏名等や、当社より発行された口座番号、パスワード等の個人情報が、暗号資産取引に関するシステムや通信回線の障害、不正アクセスや盗聴等により、滅失、毀損、又は第三者に漏えいすることによってお客様に損失が発生する可能性があります。お客様は、口座番号やパスワー

ド等の情報を第三者に知られないように十分に注意いただき、管理してください。

（10）銀行口座リスク

当社がお客様から預託金を受ける銀行口座や当社が暗号資産の取引に関連して保有する銀行口座が不正送金事件などの調査対象となり、口座が凍結されるおそれがあります。

8. 本取引では、取引手数料その他の手数料を頂戴いたします。詳しくは、当社ホームページ「手数料」をご参照ください。

9. 取引所について

本取引は、暗号資産のお客様同士での売買又交換の媒介となります。お客様は、当社で受注したすべての指値注文（売り・買い）が反映された板を参考にして、成行又は指値で注文（売り・買い）を発注し、各々の注文がマッチングして取引が成立します。当社は流動性の供給（十分な数量の売り注文と買い注文を確保すること）及び他の取引所との価格の乖離を防ぐこと目的として、取引所の売買に参加する場合があります。板には、成行注文の数量は表示されず、指値注文の数量のみ表示され、お客様の注文状況によりリアルタイムで変動しています。また、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間及び当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様が成行注文を発注した時に画面に表示されている板と実際に約定する際の板との間に価格または数量にズレが生じる場合があります。そのため、成行注文では、お客様が想定する価格で想定する数量を約定できない場合があり、お客様にとって結果として有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

10.販売所について

本取引は、当社が提示する価格で、お客様と当社との間で暗号資産の売買を行う相対取引です。当社及び暗号資産の流動性供給者（以下、「LP」といいます。）、又は当社預入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化

した場合、お客様資産の返還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。
なお、当社の LP は以下のとおりです。

商号又は名称	業務内容
Tai Mo Shan Limited	Liquidity Provider
B2C2 Co., Ltd	Liquidity Provider
Payward, Inc.	Liquidity Provider
SBI VC トレード株式会社	Liquidity Provider

11.天災地変、戦争、政変あるいは各国の規制等の特別な状況の発生により、取り扱う暗号資産の流動性の低下等によって、お客様保護の観点から取引継続が困難であると当社が判断した場合、又は当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が生じた場合には、取引を中断することがあります。

12.お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

上記の「リスク等重要事項」は、当社の取り扱う暗号資産交換取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、暗号資産交換取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

2.当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

1)	商　　号	ビットトレード株式会社（BitTrade Inc.）
2)	業　　種	暗号資産交換業および第一種金融商品取引業
3)	登録番号等	関東財務局長 登録番号第 00007 号（暗号資産交換業者） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3295 号
4)	本店所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 1 号
5)	設立年月日	平成 28 年（2016 年）9 月 12 日
6)	資　　本　　金	100,000 千円

7)	主　な　事　業	オンラインでの暗号資産交換取引サービスおよび暗号資産レバレッジ取引サービスの提供
8)	代　　表　　者	代表取締役社長　関 磊
9)	加入している団体　　等	一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 一般社団法人 Ｆｉｎｔｅｃｈ協会

3.暗号資産交換取引（BitTrade 現物取引）の概要

1. 暗号資産とは

（広義の暗号資産）

一般に、暗号資産とは法定通貨（Fiat Currency）とは異なり、特定の国家及びその他の者による価値の保証を持たない通貨であり、実体をもたないバーチャルな電子データの形で存在するデジタル通貨（Digital Currency）です。暗号資産は、分散型ネットワークや公開鍵暗号技術等を活用することにより、電子的に記録された価値を経済的かつ安全に移転、保管できる暗号通貨（Crypto Currency）として存在しています。世界には 2020 年 6 月末現在、ビットコインを筆頭に約 5,600 種類の暗号資産があり、その時価総額は約 250 億ドル（邦貨換算で約 2.7 兆円）となっています。

（狭義の暗号資産）

これまで法律上、明確な定義がなかった暗号資産ですが、2017 年 4 月 1 日に改正が施行された資金決済に関する法律（以下「法」といいます。）で正式に定義されました。本説明書で対象としている暗号資産はすべて以下の⑴または⑵のいずれかに該当するものです（法第 2 条 14 項）。

⑴ 物品購入・サービス提供を受ける場合に、代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもので、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却ができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの。

⑵ 不特定の者を相手方として⑴と相互に交換を行うことができる財産的価値で、電子情報処理組織を用いて移転できるもの

但し、預金や債券などの通貨建資産は、上記の定義から除かれます。また、前払式支払手段（プリペイドカード）やポイントといった特定の加盟店などで 使用できるものも上記の定義から除かれますので、資金決済法上の暗号資産ではありません。

2. 当社が取扱う暗号資産の名称及び概要

当社が取り扱う暗号資産は以下のとおりです。

・BTC：ビットコイン（Bitcoin）
・LTC：ライトコイン（Litecoin）
・XRP：エックス アール ピー（XRP）
・ETH：イーサリアム（Ethereum）
・BCH：ビットコインキャッシュ（BitcoinCash）
・XLM：ステラルーメン（Stellar Lumens）
・ETC：イーサリアムクラシック（Ethereum Classic）
・BAT：ベーシックアテンショントークン（Basic Attention Token）
・ONT：オントロジー（Ontology）
・QTUM：クオンタム（Qtum）
・TRX：トロン（TRON）
・XYM：シンボル/ジム（Symbol/XYM）
・ADA：カルダノ/エイダ（Cardano/ADA）
・DOT：ポルカドット/ドット（Polkadot / DOT）
・IOST：アイオーエスティー（IOST）
・BSV：ビットコイン SV（Bitcoin SV）
・JASMY：ジャスミー（Jasmy）
・COT：コスプレトークン（Cosplay Token）
・DEP：ディープコイン（DEAPcoin）
・ASTR：アスター（Astar）
・ATOM：コスモス/アトム（COSMOS/ATOM）
・A：ボルタ（Vaulta）
・DOGE：ドージコイン（Dogecoin）
・SHIB：シバイヌ（Shiba Inu）
・POL：ポリゴンエコシステムトークン（Polygon Ecosystem Token ）
・AXS：アクシーインフィニティ（Axie Infinity Shards/Axie Infinity）
・DAI：ダイ（Dai）
・SAND：サンド（SAND）
・SOL：ソラナ（Solana）
・GRAM：グラム（Gram）
・APT：アプトス（Aptos）
・BNB：ビルドアンドビルド（Build N Build）
・SUI：スイ（Sui）
・JOC：ジェーオーシコイン（JOC Coin）

・ZPG：ジパングコイン（Zipangcoin）
・UPCX：ユーピーシエックス（UPCX/UPC）
・WBTC：ラップドビットコイン（WBTC）
・PEPE：ペペ（Pepe）
・ARB：アービトラム （Arbitrum）
・OP：オプティミズム （Optimism）
・CRTS：クラトス（Cratos）
・SKY：スカイ（Sky）
・LINK: チェーンリンク（Chainlink）
・TRUMP: オフィシャルトランプ（OFFICIAL TRUMP）
・HBAR：ヘデラ・ハッシュグラフ（Hedera Hashgraph）
・ZPGAG：ジパングコインシルバー（Zipangcoin Silver）
・ZPGPT：ジパングコインプラチナ（Zipangcoin Platinum）
・SHX：ストロングホールド（Stronghold SHx）

各暗号資産の概要説明書について、詳細は下記をご確認ください。
https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/clause

3. 当社が取扱う暗号資産交換取引の名称
取引の名称【BitTrade 現物取引サービス】

4. 暗号資産交換業の登録
暗号資産は、必ずしも発行者や管理者がいないということから、法では、暗号資産と法定通貨の売買などを行う暗号資産交換業者に登録制を課すこととしています。

ここでいう暗号資産交換業には、以下⑴⑵⑶が含まれます（法第 2 条 15 項）。

(1) 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うこと
（利用者の売買の相手方となって 直接販売等を行う販売所の業務）

(2) ⑴の媒介、取次ぎ又は代理を行うこと
（利用者同士の売買の場を提供する取引所の業務）

(3) ⑴⑵に関して利用者の金銭又は暗号資産の管理を行うこと
（上記⑴⑵の業務に関して、アカウントやウォレットを提供して金銭や暗号資産を保管する業務）

このような暗号資産交換業は、あらかじめ財務（支）局長の登録を受けた者のみが営むことが可能です（法第 63 条の 2）。登録を受けた者は、暗号資産交換業者として資金決済法の適用を受けることとなります（法第 2 条 16 項）。

当社は、関東財務局に暗号資産交換業者の登録をしております。（関東財務局長 登録番号 第 00007 号）

5. 取引の概要

当社は、お客様の暗号資産の売買および他の暗号資産との交換に関して、暗号資産の現物売買サービスをオンラインにより提供しています。

① サービス提供国 ：		日本
② 申込みの受付方法 ：		非対面
③ 受入れる財産的価値 ：		本邦通貨（日本円）・暗号資産※
④ 受入方法 ：	（日本円）	銀行口座への入金
	（暗号資産）	当社管理下のコインアドレスへの送付
⑤ 払出方法 ：	（日本円）	銀行口座への出金
	（暗号資産）	他管理下のコインアドレスへの送付

※ 受け入れ可能な暗号資産については当社 HP の「取引ルール」（https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/support/trx-quota/）に記載されています。

6. 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の個人情報を基に口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。

但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承ください。また、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承ください。

7. 取引口座

お客様が、当社が提供する暗号資産交換取引をお取引いただくためには、本取引口座を、当社が提供するアプリケーションによって開設していただく必要があります。

8. 取引価格の決定方法

当社取引所では、お客様の全ての売買注文を基に、価格優先の原則及び時間優先の原則に従い、売気配値間の競争及び買気配値間の競争を行い、最も優先する売気配値（価格）と最も優先する買気配値（価格）が合致したときに、当該価格を取引価格といたします。当社は流動性の供給（十分な数量の売り注文と買い注文を確保すること）及び他の取引所との価格の乖離を防ぐこと目的として、取引所へ参加（注文を発注）する場合があります。

当社販売所では、当社の取引所での取引価格及び LP からの配信価格をもとに独自の価格を決定・提示します。

9. 取引制限

お客様は、当社が別途定める取引数量及び限度額の範囲内でお取引いただけます。詳細については、後述の「取引要綱（取引所）　４．取引単位および呼び値」および「取引要綱（販売所）　４．取引単位および呼び値」をご確認ください。

10. 取引の方法

後述の「取引要綱（取引所）」、「取引要綱（販売所）」をご確認ください。

11. 分別管理

暗号資産交換業者は、利用者保護を図る観点から、利用者が交換所に預託した金銭や暗号資産について分別管理を行うことが義務づけられます。顧客資産は自己資産と区分して管理を行い、区分管理の状況については、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられています（法第６３条の１１第２項及び同条第３項、内閣府令第２８条）。

当社は、お客様からお預かりするすべての金銭及び暗号資産（保有資産）につき、各々、当社の自己の資金及び暗号資産と明確に分別して管理しています。

12. 金銭及び暗号資産の受け払い

お客様が行ったすべての取引に関する金銭及び暗号資産の受け払いは、本取引口座を通じて行われます。詳細については、後述の「取引要綱（取引所）」、「取引要綱（販売所）」をご確認ください。

13. お客様が支払うべき手数料等

お客様は、当社が提供するサービスの利用に際し、当社が別途、定める売買手数料、銀行振込手数料、暗号資産の送金手数料（ネットワーク手数料）を支払う必要があります。詳しくは、当社 HP の「手数料」（https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/support/fee/）をご確認ください。

14. 解約について

口座の解約をご希望されるお客様は、当社 HP の「問い合わせフォーム」よりカスタマーサポートにお問い合わせください。解約手数料はかかりません。

4. 暗号資産に関する税金の取扱い

個人が行った暗号資産交換取引で得た所得については、他の所得と合算の上、総合課税となります。また、法人が行った暗号資産暗号資産取引で得た所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、現行法の下では、暗号資産交換業者に支払調書の作成及び提出義務はありません。

当社は、いかなる場合においてもお客様または第三者の税務申告、税負担及びいかなる損害について、一切の責任を負いません。**暗号資産に関する税金の取扱いについては、所轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合せ下さい。**

5. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

当社の暗号資産交換取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先でカスタマーサポートが承ります。

【連絡先】

- お問い合わせフォーム：https://support.bittrade.co.jp/hc/ja/requests/new
- 電話番号：03-6823-7612（苦情・システム障害・アカウント盗難発生時受付）

【受付時間】

- 平日 10:00～17:00【祝日および年末年始を除く】

【営業所所在地】

- 〒105-0003　東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 1 号

【受付窓口】

- ビットトレード株式会社　オペレーション本部 CX 担当

また、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会でも苦情・問い合わせを受け付けております。

【一般社団法人日本暗号資産等取引業協会　苦情相談・お問い合わせ】

・　https://form.run/@jvcea-contact

【連絡先】

・　03-3222-1061

平日 9:30～17:30【土・日・祝日および年末年始を除く】

6．当社の苦情処理措置および紛争解決措置について

当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 5 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

① お客様からの苦情等の受付
② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
③ 解決案のご提示・解決

指定暗号資産交換業務紛争解決機関

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、東京弁護士会紛争解決センター、 第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを利用できます。

受付窓口	あっせん・仲裁申立先
東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3　弁護士会館 6 階 電話番号：03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3　弁護士会館 11 階

	電話番号：03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3　弁護士会館 9 階 電話番号：03-3581-2249

7．暗号資産に関する注意喚起

昨今、暗号資産に対する世間の関心が一気に高まり、注目が集まっていることを逆手にとって、悪質な詐欺の手口として使われるケースが増えてきています。

例えば、暗号資産の交換は、インターネット上で取引されるものであるにもかかわらず、ウォレットを介さずに書面で売買できるとか、絶対に儲かるとかいった甘い話は、詐欺の可能性を疑う必要があり、特に注意が必要です。

「近く ICO（新規コイン公開）を予定しているので、今のうちにこのコインを買っておけば簡単に儲かる」、「このマイニングプールに投資すれば短期間で儲かる」等、ICO や採掘（マイニング）といったフレーズで射幸心を煽り、取引に誘因するケースも増えているようです。

また、最近は様々な詐欺コインも出回っています。暗号資産といっても、使用の実態や売買の実態がないものは、資金決済法上の暗号資産ではない可能性を疑う必要があります。暗号資産のお取引を開始する前に、暗号資産交換業者が情報提供している内容をよく確認し、またこれから取引しようとしている業者が正規の登録事業者であることを確認することが大切です。

暗号資産に関するトラブル等の情報については、独立行政法人国民生活センターのホームページ（http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html）に掲載されていますので、参考にしてください。

※ ICO：
新規株式公開を IPO（Initial Public Offering:イニシャルパブリックオファリング）と呼ぶのになぞられ、ICO は Initial Coin Offering（イニシャルコインオファリング）の略称で、新規コイン公開と呼ばれています。ICO は、その名の通り、新たな暗号通貨（コイン）をブロックチェーン上で新規に売り出し（公開）することを意味します。ブロックチェーンを

用いたサービスが展開されると、そのシステムの中だけで使える特殊なコイン（それを「トークン」といいます。）が必要になりますが、そのトークンをサービス開始以前に、ブロックチェーンを用いて自動的に売り出しを行うというものです。

８.受託暗号資産流出時の対応方針

サイバーアタックなどによって、当社の重大な責により暗号資産の盗難、消失が発生したと当社が認定した場合には、当社はお客様が被った損害について賠償するものとし、その要件等を公表いたします。ただし、この場合であっても、当社は金銭または他の暗号資産などでの返還ができない可能性があります。

９.取扱暗号資産廃止時の対応方針

当社が取扱暗号資産の廃止を決定した場合には、あらかじめ当該暗号資産の名称、取扱廃止日、お客様による入出金期限その他必要事項を当社 HP その他当社が適切と判断する方法により通知いたします。

取扱廃止日時点において、お客様が当該暗号資産を保有している場合、当社は、当社が合理的と判断する時期および方法により当該暗号資産を売却し、日本円に換金のうえ、お客様の口座（日本円残高）へ反映いたします。売却は、当社が合理的と判断する市場、取引所、取引方法により、その時点の市場価格その他の市場環境を踏まえ、当社が合理的と判断する価格に基づき行います。

なお、市場の流動性の著しい低下その他の事由により、当該暗号資産の売却が困難であると当社が判断した場合は、当社にて法令に従い分別管理を継続したうえで、取扱廃止日から起算して 5 年間、お客様の請求に応じて、指定された外部アドレスへ送付（出庫）に対応いたします。取扱廃止日から 5 年を経過した日以降は、法令等の制限（消滅時効を含みます。）および技術的制約等により、返還請求に応じられない場合があります。

取引要綱（取引所）

この取引要綱において、特に説明がない限り、暗号資産を「コイン」、法定通貨を「法貨」、暗号資産と法定通貨を総称して「通貨」と呼ぶものとします。

この取引要綱において、当社が運営する暗号資産交換取引所を通じて提供するサービスを【取引所】と称するものとします。

1. 取引チャネル

【取引所】は、パソコンおよびスマートフォンによりインターネットでお取引いただけます。当社 CX 部経由、電子メールや電話・ＦＡＸによるご注文は原則として承ることができません。
なお、一部スマートフォンからのご利用ができないサービスがあります。

※表示に関する不具合等がございましたら、恐れ入りますが最新バージョンにアップデートを行った上でご利用いただきますようお願いいたします。

2. 取引時間（注文受付時間）

1 日 24 時間、年中無休でお取引が可能です。但し、年末年始の他、定期的なシステムメンテナンス時間はありませんが、**臨時メンテナンス※**を実施する場合など、必要に応じて取引時間を臨時に変更することがあります。

※ *システムメンテナンス中はお取引頂く事が出来ません。システムメンテナンスの時間については、当社 HP 等でお客様にお知らせいたします。また、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が長引く場合がございます。取引時間外は成行注文、指値注文の発注および約定、既に発注済みの指値注文の変更/取消は受付けておりません。*

3. 取引通貨ペア

取扱通貨ペア（以下「通貨ペア」といいます。）とは、暗号資産交換取引の対象となる一対のコインまたはコインと法貨（【取引所】では日本円のみ）の組み合わせで、左右並べて表記し、左側の通貨 1 単位に対して右側のコインまたは日本円で売買するために必要な価額で表示されます。
ビットコイン円の場合、BTC/JPY と表記され、例えば、取引所の板にある売り値（買い値）が BTC/JPY＝800,000 の場合、お客様は 1 ビットコインを 80 万円で購入（売却）することができます。

取引所での取扱通貨ペアは、次表のとおりとします。

取扱通貨ペア一覧表

				右側通貨　（決済通貨）	
左側通貨　（取引通貨）				日本円	ビットコイン※２
暗号資産の名称		英語名	略号	JPY	BTC
ビットコイン		Bitcoin	BTC	BTC/JPY	—
オルトコイン（Altcoin）	イーサリアム※１	Ethereum	ETH	ETH/JPY	—
	ライトコイン	Litecoin	LTC	LTC/JPY	—
	エックス アール ピー	XRP	XRP	XRP/JPY	—
	ビットコインキャッシュ	Bitcoin Cash	BCH	BCH/JPY	—
	ステラルーメン	Stellar Lumens	XLM	XLM/JPY	—
	ベーシックアテンショントークン	Basic Attention Token	BAT	BAT/JPY	—
	トロン	TRON	TRX	TRX/JPY	—
	シンボル/ジム	Symbol/XYM	XYM	XYM/JPY	—
	ポルカドット/ドット	Polkadot / DOT	DOT	DOT/JPY	—
	カルダノ/エイダ	Cardano/ADA	ADA	ADA/JPY	—
	アイオーエスティー	IOST	IOST	IOST/JPY	—
	ジャスミー	Jasmy	JASMY	JASMY/JPY	—
	コスプレトークン	Cosplay Token	COT	COT/JPY	—
	ディープコイン	DEAPcoin	DEP	DEP/JPY	—
	アスター	Astar	ASTR	ASTR/JPY	—
	ジェーオーシーコイン	JOC Coin	JOC	JOC /JPY	—

※1　正式名称は「イーサ」。イーサリアムは通称で本来、イーサリアム・プロジェクトにより開発が進められている分散型アプリケーションやスマート・コントラクトを構築するためのプラットフォームとそれらに関連するオープンソース・ソフトウェア・プロジェクトの総称です。
※2　当社においては、2024 年 7 月をもって、BTC 決済による暗号資産交換取引サービスを終了いたしました。

4. 取引単位および呼び値

取引単位および呼び値の最小変動幅（ティック）は、次表のとおりとします。

取引単位						
取引通貨 ペア	指値注文最小注文数量/回	指値注文最大注文数量/回	成行注文最小注文数量（買）/回	成行注文最大注文数量（買）/回	成行注文最小注文数量（売）/回	成行注文最大注文数量（売）/回
BTC/JPY	0.00001BTC かつ 2JPY	10 BTC	2 JPY	10,000,000 JPY	0.00001 BTC	5 BTC
ETH/JPY	0.0001ETH かつ 2JPY	100 ETH	2 JPY	10,000,000 JPY	0.0001 ETH	50 ETH
BCH/JPY	0.0001BCH かつ 2JPY	100 BCH	2 JPY	1,000,000 JPY	0.0001 BCH	50 BCH
LTC/JPY	0.001LTC かつ 2JPY	100 LTC	2 JPY	1,000,000 JPY	0.001 LTC	50 LTC
XRP/JPY	0.1XRP かつ 2JPY	10,000 XRP	2 JPY	1,000,000 JPY	0.1 XRP	5,000 XRP
XLM/JPY	1XLM かつ 2JPY	50,000 XLM	2 JPY	500,000 JPY	1 XLM	25,000 XLM
BAT/JPY	1BAT かつ 2JPY	25,000 BAT	2 JPY	500,000 JPY	1 BAT	10,000 BAT
TRX/JPY	1TRX かつ 2JPY	100,000 TRX	2 JPY	500,000 JPY	1 TRX	50,000 TRX
XYM/JPY	0.1XYM かつ 2JPY	100,000 XYM	2 JPY	500,000 JPY	0.1 XYM	50,000 XYM
DOT/JPY	0.1DOT かつ 2JPY	2,000 DOT	2 JPY	300,000 JPY	0.1 DOT	1,000 DOT
ADA/JPY	0.1ADA かつ 2JPY	3,000 ADA	2 JPY	300,000 JPY	0.1 ADA	2,500 ADA
IOST/JPY	1IOST かつ 2JPY	500,000 IOST	2 JPY	300,000 JPY	1 IOST	100,000 IOST
JASMY/JPY	1 JASMY かつ 2 JPY	1,000,000 JASMY	2 JPY	300,000 JPY	1 JASMY	100,000 JASMY
COT/JPY	1 COT かつ 2 JPY	250,000 COT	2 JPY	300,000 JPY	1 COT	50,000 COT
DEP/JPY	1DEP	1,000,000	2	300,000	1	100,000

	かつ 2JPY	DEP	JPY	JPY	DEP	DEP
ASTR/JPY	1ASTR かつ 2JPY	200,000 ASTR	2 JPY	300,000 JPY	1 ASTR	20,000 ASTR
JOC/JPY	0.01 JOC かつ 2 JPY	買い: 500,000 JOC 売り：333 JOC	不可	不可	不可	不可

5. 取引価格

【取引所】の取引画面に、通貨ペアごとの板（買い板および売り板）を表示します。板とは、買い手と売り手の注文状況を記録するために使用する注文一覧のことで、「オーダーブック」とも呼ばれています。

板を見れば買いたい人はいくらでどのくらい買いたいのか、売りたい人はいくらでどのくらい売りたいのかという情報を一目で知ることができます。

板は、一般に気配値（価格）、買数量、売数量の３つの情報で成り立っています。気配値はコインの価格を表し、買数量は買いたい人達がその価格でコインを何単位買いたいかを表し、売数量は売りたい人達がその価格でコインを何単位売りたいかを表しています。

【取引所】の取引画面上でご確認いただける板は、当社がお客様の全ての注文を即時反映・更新しているものであり、他の暗号資産交換取引所の板とは独立しておりますので連動していません。なお、当社は流動性の供給を目的（十分な数量の売り注文と買い注文を確保することを目的）として、注文を発注する場合があります。

お客様がお取引いただく際には必ず【取引所】上で参照される板をご確認ください。

【取引所】の板※1

板（BTC/JPY）		
※2	**気配値（円）**	**数量（BTC）**
売り板	800,000	15.4236
	790,000	10.2000
	780,000	5.0002
	770,000	0.8556
	760,000	3.5000
最終取引成立価格	755,542	+0.64%※3
買い板	750,000	0.9521
	740,000	3.5287

	730,000	20.0035
	720,000	9.3022
	710,000	50.0047

※1 板の仕様については、統一的なルールがあるわけではなく、取引所によって配置や色が異なり、見た目は取引所によって違います。売り板・買い板を上下で分けてあるものもあれば、左右で分けてあるものもあります。また、左右が逆になっているものもあります。【取引所】では上下に分けており、「買い」のボタンは「赤」、「売り」のボタンは「青」としています。日本と海外では、買いと売りの色が逆になっているものもありますので、注意が必要です。

※2 売り板（売り気配値）は、買い板（買い気配値）よりも高くなっています。板には、その時々の利用者全体の売り・買いの注文状況に関する最新の情報が表示されます。実際にお取引される際には、必ず最新の板情報をご確認ください。

※3 現時点の最終取引成立価格の、直前の取引成立価格に対する変化率です。プラスならば値上がりを意味し、マイナスならば値下がりを意味します。

（ご参考）所謂、板の売買スプレッドは次の式で計算することができます。
（【最も低い売り気配値】－【最も高い買い気配値】）÷【最も低い売り気配値】×100
（760,000 円－750,000 円）÷760,000 円×100＝1.31%

6. 取引注文

(1)注文の種類および内容

注文の種類	成行（なりゆき）注文	指値（さしね）注文
注文の内容	注文価格を指定しない注文方法です。	注文価格を指定する注文方法です。
注文のルール	特に制限はありません。	次のような制限があります。 ① 発注時の気配値よりもお客様にとって有利な価格を指定した場合のみ、有効な注文として受注されます。 ② 注文した取引数量の全てが約定した時またはお客様が注文をキャンセルするまで有効です。
約定ルール 1	当社での注文受付順位	注文価格が同一である指値注文が複

（時間優先）	の早いものから順に執行されます。	数ある場合には、当社での注文受付順位の早いものから執行されます。
約定ルール２ （価格優先）	買い注文の場合、注文時の板にある最も低い価格の売り注文から（売り注文の場合、最も高い価格の買い注文から）順に注文数量に応じて約定します。	買い指値注文は、高い価格の指値注文が低い価格の指値注文に優先して（売り指値注文は、低い価格の指値注文が高い価格の指値注文に優先して）、注文数量に応じて約定します。したがって、指値注文の場合には注文した取引数量の一部のみ約定する場合があり、残りの注文は約定またはお客様によるキャンセルまで有効となります。
メイカー/テイカー ※ （”Maker/Taker”）	お客様が板に出した成行注文が約定した場合、お客様は、テイカーになります。	お客様が板に出した指値注文が、その後約定した場合、お客様は、メイカーになります。

※ **メイカー・テイカーとは？**

暗号資産交換取引は、コインの売り手と買い手という２人の当事者の需給がマッチングして初めて成立するのですが、その果たす役割の違いによって、当事者は各々「メイカー」と「テイカー」に分かれます。市場に流動性を作り出す側の当事者のことを「メイカー」といい、「メイカー」が作った流動性を取り去る側の当事者のことを「テイカー」といいます。つまり、メイカーとは、ある取引が執行されるよりも前に、既に注文を板に出している人を指し、テイカーとは、メイカーが既に板に出している既存の注文にマッチする注文を発注し、結果として市場から流動性を取り除く人を指します。

(2)注文の指示事項

注文をするときは、登録メールアドレスおよびパスワードを入力し、取引システムにログインしていただき、注文画面で、次の４項目（※）を正確に指示して下さい。

- 通貨ペアの種類
- 注文の種類（成行注文、指値注文の別※）
- 注文の区別（売り、買いの別）
- 取引数量

※ 指値注文の場合は、「注文価格」の指示が必要です。

(3)注文に関する注意事項

「指値注文」および「成行注文」の注文制限ルール※

指値売り注文の場合、最終約定価格から10%以上低い価格には注文できません。

指値買い注文の場合、最終約定価格から10%以上高い価格には注文できません。

成行注文の場合、最終約定価格から10%以内の価格に注文が無い場合、注文はキャンセルされます。

ただし、上記の場合について、相場急変時はこの限りではありません。

※以下の対象通貨ペアについては、上記の注文制限ルール以外に値幅制限が適用される場合があります。

（値幅制限対象通貨ペア）JOC/JPY

(4)成行注文の約定価格に関する注意事項

お客様が成行で売買注文を発注する際に、取引画面で目視確認した板は、その後他の取引参加者による注文状況によって常にリアルタイムで更新されていきます。すべての注文は、当社のサーバーで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面に表示された板の価格と実際に約定する価格との間に差異が発生する場合があります。そのため、実際に約定する価格は、必ずしも発注時の板でお客様が目視確認した価格とならない場合がありますのでご注意ください。

(5)相場急変時における取引所の一時停止および再開について

相場急変時には、相場急変前に板に表示されていたコインの価格水準から、大きく乖離した価格に水準訂正が起こり、買い板・売り板が極めて薄くなり、売り・買いの気配値に大きな差異が生じたり、気配値が消滅したりするなど、市場の流動性が突発的に枯渇する状況が発生する場合があります。そのような状況が発生した場合、お客様が想定していた取引が不可能になったり、想定していた価格から大幅に乖離した価格で約定したりする場合があり、想定外の損失が発生するがあります。そのような状況が発生した場合、当社は一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合もありますので、予めご了承ください。また、市場の健全性確保、当局からの要請その他のやむを得ない事情により、当社の判断で注文の受付を制限、停止をする場合もありますので、予めご了承ください。

当社では、取引所での取引価格の急変を防止するための措置として、注文受付時または約定処理時の取引価格に上限及び下限を設定する「値幅制限」のほか、一定の条件が発生した場合に注文受付、約定処理を一時的に中断する「サーキットブレーカー」を導入しています。

なお、これらの措置によって生じる機会損失について当社は責任を負いません。

サーキットブレーカーの概要

発動条件	1 分毎の終値とその 15 分前の約定価格を比較して、上下50%を超えて変動した場合に発動
中断時間	15 分間。ただし、当社の判断により中断時間を延長する場合があります。
中断中の対応	対象暗号資産の約定処理および新規注文の受付を一時停止します。ただし、未約定注文の取消は可能です。
発動後の取引再開	発動から 15 分経過後に自動的に解除し、取引を再開します。
対象暗号資産	当社 HP 上で別途お知らせします。
発動事実の公表	サーキットブレーカー発動の都度、当社 HP 上でお知らせします。また、サーキットブレーカーの対象暗号資産の取引画面にも表示します。
その他	取引所でサーキットブレーカーが発動された暗号資産を販売所で取り扱っている場合、販売所でも上記の「中断中の対応」と同様の対応となります。

(6)不公正取引の禁止について

お客様からの注文が、法または府令もしくは金融商品取引法で定める不公正取引に該当するあるいは該当するおそれがある場合は、当該注文及び当該注文による約定内容が無効となるあるいは取消される可能性がありますのでご注意ください。

なお、不公正取引の類型は以下のとおりですが、これらに限定されません。

①相場操縦行為等に係る取引

市場において相場を意識的・人為的に変動させ、その相場をあたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人に誤認させる事によって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとする行為として、次のイ～ホに該当する取引。

イ　見せ玉

自身の売付（買付）注文を約定させようとして、約定の意思がない大量、あるいは頻繁に発注、取消、訂正を行い、他の投資家に取引の状況を誤認させ、取引を誘引しようとする取引

ロ　買い上がり（売り崩し）

特定の銘柄等の価格を高く（安く）することを目的として現在値を上回る（下回る）価格で反復継続して発注し、あたかも当該銘柄が上昇している（下落している）と他の投資家に誤認させ、取引を誘引しようとする取引

ハ　馴合い取引

あらかじめ連絡を取り合った投資家同士が同一の銘柄で同時刻に売付・買付注文を対当させる、権利の移転を目的としない取引

ニ　仮装取引（対当売買）

同一人物が同じ時期に同じ価格で売買両方の注文を出し取引（クロス取引）をするといった、権利の移転を目的としない取引

ホ　高関与率取引

売買取引が繁盛に行われていると第三者に誤解させる目的で、特定の銘柄の取引を行った結果、当該銘柄に対する特定の利用者の市場関与率が高位となる取引

②風説の流布

相場の変動を図る目的をもって、虚偽の情報等（風説）を流布する行為

③仮名取引（借名取引）

架空の名義あるいは他人の名義など、本人名義以外の名義で行う取引

④暗号資産関係情報による取引

当社が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産に関する公表されていない確定的な情報であり、かつ、投資家の当該暗号資産に係る取引判断（取引の対象となる暗号資産の種類、数及び価格並びに売買又は交換の別、方法及び時期についての判断又は証拠金取引の内容及び時期についての判断をいう。）に著しい影響を及ぼすと認められる重要な情報（暗号資産関係情報）を利用した取引

7. 前受け制度

当社では、インターネット取引によるトラブルを未然に防止する目的で、「前受け制度」を採用しています。前受け制度とは、お取引を行うために必要な資金（日本円やコイン）を、あらかじめお客様の取引口座に預けていただく制度で、手数料等も含めて購入に必要な資金が口座にない場合には、お取引できないようになっています。

したがって、お客様が、【取引所】でお取引をするためには、売買注文を発注する前に予め買付けに必要な金額（約定金額+手数料相当額）を上回る決済通貨（日本円またはコイン）を、お客様の本取引口座に前受金として預託しておく必要があります。前受金の金額は実際にお取引するときの価格に基づきリアルタイムで計算されますので、注文前に都度ご確認ください。

8. 取引手数料

【取引所】でお客様が負担する取引手数料等は、次のとおりとなっています。

1）口座開設手数料　　無料
2）維持管理手数料　　無料
3）入出金手数料
　入出金手数料の詳細については、当社 HP の「手数料」（https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/support/fee/）をご参照ください。※手数料には消費税相当額が含まれています。
　(注)手続き等、詳細につきましては、本説明書の「9.通貨の出し入れ」をご参照ください。
4）売買手数料
　売買手数料の詳細については、当社 HP の「手数料」（https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/support/fee/）をご参照ください。

※　手数料率は今後、変更される可能があります。当社は上記の手数料率を変更する場合には予め当社 HP 等でお知らせいたしますが、実際にお客様がお取引を行う際には、当社 HP または取引システムの画面等でその時点の手数料率をご確認ください。

9. 通貨の出し入れ

Ⅰ.日本円の入出金

お客様が、本取引口座に日本円を入金・出金するための手続きは以下のとおりです。

1） 日本円の入金について

お客様は、当社が指定する銀行のお客様専用の普通預金口座に銀行振込、クイック入金（オンライン入金・ペイジー）またはコンビニ入金にて送金していただく必要がございます。詳細については、下表「日本円の入金」をご確認ください。
なお、入金手数料については、当社 HP をご確認ください。

当社は、お客様からお振込みいただいた現金の着金を当社にて確認できてから入金処理を行い、お客様のお取引口座に当該入金を反映いたします。但し、当社のシステムメンテナンス中については、入金を反映することができないため反映までに少々時間がかかる場合がありますのでご了承ください。クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。クイック入金のタイミングや手続きが正しく完了しなかった場合、通信回線状況やシステムの不具合により、反映が翌営業日以降になる場合があります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限ります。旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、メール等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後または売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行う場合がありますので、十分にご注意下さい。なお、本取消及び制限の影響により発生するご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承ください。

入金に関する注意事項につきましては、当社 HP の「入金について」（https://www.bittrade.co.jp/ja-jp/support/deposit/）をご確認ください。

日本円の入金（クイック入金）

項目	内容	注意事項
① 入金先	当社が指定する銀行のお客様用の普通預金口座 （分別管理口座）	―
② 限度額等	ドコモ SMTB ネット銀行、イオン銀行、みんなの銀行：入金最低金額は 1,000 円です。上限金額はありません。 PayPay 銀行：入金最低金額は 1,000 円です。上限金額は個人口座は 10,000,000 円、法人口座は 100,000,000 円です。	暗号資産市場の状況その他の事情により、一時的に入金を制限する場合があります。 PayPay 銀行：入金限度額の設定は、初期設定は個人／30 万円 、法人／300 万円となっております。設定の変更は PayPay 銀行口座よりお客様ご自身でお手続きしていただく必要がございます。 ペイジー：ATM からは 10 万円

	ペイジー：入金最低金額は 1,000 円+手数料、入金最高金額は 9,999,999 円（手数料含む）です。	を超える現金でのお支払いはできません。
③　入金の反映	毎銀行営業日の営業時間に入金を確認し、すみやかにお客様のお取引口座に反映します。	お客様からのお振込みにつきましてシステム的に振込金額認識できた段階で反映されます。
④　クイック入金手数料	ドコモ SMTB ネット銀行、PayPay 銀行、イオン銀行、みんなの銀行：無料 ペイジー：手数料あり	ペイジーによる入金手数料は当社 HP をご確認ください。

※ペイジー入金またはイオン銀行によるクイック入金でご入金いただいた場合、入金した日本円合計額の全額に相当する日本円・暗号資産につきましては、ご入金日より 7 日間出金・送金ができません。

日本円の入金（コンビニ入金）

項目	内容	注意事項
①　入金先	当社が指定する銀行のお客様用の普通預金口座 （分別管理口座）	―
②　限度額等	入金最低金額は 1,000 円+手数料、入金最高金額は 300,000 円（手数料含む）です。	暗号資産市場の状況その他の事情により、一時的に入金を制限する場合があります。
③　入金の反映	毎銀行営業日の営業時間に入金を確認し、すみやかにお客様のお取引口座に反映します。	お客様からのお振込みにつきましてシステム的に振込金額認識できた段階で反映されます。
④　コンビニ入金手数料	手数料あり	コンビニ入金の手数料は当社 HP をご確認ください。

※コンビニ入金でご入金いただいた場合、入金した日本円合計額の全額に相当する日本円・暗号資産につきましては、ご入金日より 7 日間出金・送金ができません。

日本円の入金（振込入金）

項目	内容	注意事項
①入金先	当社が指定する銀行のお客様専用の普通預金口座	お客様ごとに異なるＧＭＯあおぞらネット銀行の振込入金専用の入金口座（お客様専用振込口座）をご案内しております。
②限度額等	入金最低金額、上限金額はありません。	暗号資産市場の状況その他の事情により、一時的に入金を制限

		する場合があります。
③入金の反映	毎銀行営業日の営業時間に入金を確認し、すみやかにお客様のお取引口座に反映します。	お客様からお振込みいただいた金額の着金を、当社が着金を確認してから概ね１～２時間程度で反映されます。
④銀行振込手数料	お客様負担となります。（消費税相当額を含みます。）	お客様が利用する金融機関により手数料の金額は異なります。

2） 日本円の出金について

お客様は、本取引口座から日本円を出金する場合、お客様が出金する日本円を送金するための専用の銀行口座（原則、国内の金融機関に開設された銀行口座のみ）を指定していただき、お客様ご自身の名義の銀行口座を予め当社にご登録いただく必要がございます。出金依頼の方法や制限等、詳細については、下表「日本円の出金」でご確認ください。

銀行口座の登録情報を誤ると、出金予定額が未着となり、送金取扱銀行からの組み戻しが発生する可能性があります。当社は、組み戻された日本円をそのまま本取引口座にお戻し致しますが、送金取扱銀行が組戻手数料として徴求した金額については、送金予定額から差し引かれることもございますのでご了承下さい。
出金先銀行口座の指定は、まず本取引口座にログインしていただき、メニューから「出金」→「日本円」→「出金」をクリックしていただき、画面に表示された指示にしたがって、お客様の指定銀行の情報を正確に入力し、振込指定先銀行を登録してください。

振込指定先銀行の登録が完了した後は、「出金」の画面の指示にしたがって、お客様が希望する出金予定額を入力し、入力した情報を再確認の上、出金依頼の実行ボタンをクリックしてください。

お客様の出金依頼については、当社が出金依頼を正式に受け付けてから、出金手続きが開始されます。当社は、すみやかに出金処理を行いますが、依頼のタイミングや出金金額にしたがって、お客様が出金のご依頼をしてから、お客様の口座に出金予定額が実際に着金するまでには時間を要する場合がございます。

日本円の出金

項目	内容	注意事項
① 出金先	お客様が予め当社に届出ている銀行口座に銀行振込にて送金します。	お届けの銀行口座情報が誤っていたことにより着金しなかった場合、

		本取引口座に送金予定分をお戻し致しますが、送金取扱銀行の組戻手数料が差し引かれることがございますのでご注意下さい。
② 限度額等	1回当たり1,000円以上 1,000万円未満 当日（③依頼受付日参照） 1,000万円以上 銀行営業日午前9時迄の依頼は当日 銀行営業日午前9時以降の依頼は翌銀行営業日 ※お客様にご負担いただく手数料等を含みます。	お客様の本取引口座にある日本円の残高から出金に必要な費用を差し引いた金額（1円未満の端数がある場合は1円未満を切り捨て）を1円単位で出金できます。
③ 依頼受付日時※	24時間365日 当社及び各金融機関のシステムメンテナンス時間帯はご利用頂けません。	出金依頼は 1 日に 2 回までとなります。
④ 実行日（着金）	1,000万円未満の出金： 依頼日（T）に着金。 1,000万円以上の出金： 銀行営業日午前9時迄 依頼日（T）に着金。 銀行営業日午前9時以降 依頼日から1銀行営業日以内(～T+1)	出金先の金融機関の受付時間やシステム状況によりお時間がかかる場合がございます。口座解約の場合は、依頼日から 5 銀行営業日以内（～T+5）に出金予定です。
⑤ 銀行振込手数料	330円。	手数料は消費税相当額を含みます。

Ⅱ.コインの出し入れ

お客様が、本取引口座にコインを出し入れするための手続きは以下のとおりです。

1）コインの入金

お客様が、本取引口座にコインを入金（「入コイン」といいます。）するためには、お客様が保有するウォレットから、当社が指定するお客様固有のコイン入金用のアドレス宛にコインを送信していただく必要がございます。入コインは 24 時間 365 日リアルタイムで可能です。

入コインに関しては、ネットワークへのスパム防止のため下限（一回当たりの入金下限）を設定しています。

なお、入コインのために、コインの受け手側が負担する手数料はありませんが、コインの送り手側はコイン毎に設定されたネットワーク手数料（マイニング手数料）を負担する必要があります。ネットワーク手数料は、マイナー（採掘者）への報酬で、当社が受領するものではありません。したがって、送り手が送金したコインの総額からネットワーク手数料相当分が減額された金額のコインが受け手側のコイン口座に入金されることになります。

お客様からお送りいただいたコインについては、コイン毎に定められた所定の承認回数を経た後に入金が確定した後にお客様の取引口座に反映されます。トランザクション（送金処理）スピードは、暗号資産ネットワークの状態や送金金額の大きさ、暗号資産ごとに設定されているネットワークの承認回数（コンファメーション数）の違い等により、かなりばらつきがありますが、お客様が送信手続きを完了してから入金完了（反映）までの目安は概ね 30-60 分程度です。但し、当社のシステムメンテナンス中については、入金を反映することができないため反映までに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。手数料、入金下限は当社 HP の「手数料」、「入出金限度額」をご確認ください。

お客様が、当社で取り扱いのない暗号資産を入金された場合、当社が対応していないネットワーク（対応チェーン）を利用して入金された場合、または宛先タグの入力ミスや漏れがあった場合等、いわゆる誤入金が発生した場合には、当該暗号資産は原則として、お客様の取引口座に反映されません。

これらの誤入金は、お客様ご自身の操作によって発生するものであるため、当社では原則として、当該暗号資産に対する回復措置（返金またはお客様の取引口座への反映を含みます。以下同じ。）を行っておりません。ただし、技術的・運用上可能な場合に限り、例外的に返金または取引口座への反映等の回復措置を行うことができる場合がありますが、当社がその実現可能性を確約するものではありません。また、回復措置が可能であっても、相当の期間を要する場合があります。

お客様からご依頼をいただいた場合、当社は所定の調査手数料のお支払いを確認した後、回復措置が可能かどうかの調査を行います。調査の結果、回復措置が可能と判断

された場合には、別途必要となる回復措置に要する手数料をお支払いいただいた上で対応を行います。

なお、調査の結果、回復措置ができない場合であっても、調査手数料の返金はいたしかねます。また、送金された暗号資産の価値が所定の手数料を下回る場合には、対応をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

回復措置に要する手数料は、必要となるシステム対応等の作業内容に応じて、個別にお見積りさせていただく場合があります。調査手数料および回復措置に関する手数料の詳細については、当社 HP の FAQ をご確認ください。

2）コインの出金

お客様が、本取引口座にお持ちのコインを出金（「出コイン」といいます。）するためには、お客様が当社に保有するコイン口座（ウォレット）から、送金先の入コイン用のアドレス宛にコインを送金していただく必要がございます。出コインは 24 時間 365 日リアルタイムで可能です。
出コインに関して、1 日当たりの上限が設定されている他、ネットワークへのスパム防止のため一回当たりの出金下限を設定しておりますので、当社 HP の「入出金限度額」をご確認ください。

なお、出コインでは、前述の通り、お客様はコインの送り手側となりますので、ネットワーク手数料（マイニング手数料）を負担する必要があります。

3）トラベルルール（※）に基づく送金情報（通知事項）の登録

当社からコインの出金を行うすべてのお客様（個人・法人）は、出金にあたり、送金人名称（個人・法人）、送金人住所、受取人名称（個人・法人）及び受取人アドレス等（以下「通知事項」といいます。）の情報をご登録いただく必要がございます。当社は、お客様からの出金のご依頼に基づきコインの出金を実行するに際し、お客様にご登録いただきました通知事項をトラベルルール対応国・地域（注）にある暗号資産交換業業者に通知いたします。
お客様の本取引口座へのコインの入金に際し、他の暗号資産交換業者から当社へ通知事項が通知された場合、当社は当該通知事項を確認のうえ、お客様の本取引口座へのコインの入金反映処理を行います。当社が受け取った通知事項が、当社に登録されているお客様情報と一致しない場合や、通知事項が通知されなかった場合は、お客様にメールにてコインの入金元情報等を確認する場合がございます。

（※）トラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」とするルールをいいます。トラベルルールは、FATF(金融活動作業部会)が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF 基準）において、各国の規制当局に対して導入を求めているものです。

（注）トラベルルール対応国・地域については、金融庁ホームページ（https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250425/02.pdf）でご確認ください。

[重要な注意事項]

◇ 出金額や外部コインアドレスを誤って、コインを送金した場合、誤送金したコインを取戻すことができません。その場合、当社は一切の責任を負いかねますのでご注意下さい。

◇ お客様が利用している外部コインウォレットのパスワードまたはプライベートキーを紛失した場合、そのウォレットで保管しているコインを無期限で使用できなくなる可能性があります。

◇ 当社が設定しているネットワーク手数料よりも高めの報酬を追加したコインの送金は、取引の確認作業を行っているマイナーに追加手数料を獲得しようとするインセンティブが働き、ブロックチェーンにおいて取引が確認される確率が高まるため、一般的に、追加報酬を付加しない場合に比べて速やかに送金が完了します。そのため、追加報酬を追加したコイン送金が増加した場合、通常の報酬でのコイン送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。

◇ お客様による大量の出コイン依頼があった場合は、お客様の外部コインアドレスへの送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。

◇ 通知事項の内容によって、コインの出金はキャンセルされる場合があります。コインの入金反映はできない場合もあります。ご了承ください。

10. 決済

【取引所】のお取引に関する日本円およびコインの決済は、すべて本取引口座を通じて行われます。

11. 総資産

総資産とは、お客様が本取引口座に預託している日本円の残高に保有しているコインの円建ての評価額（その時点における「保有数量」×「最終取引価格」）を加減した金額で、お客様の正味の財産評価額です。**日本円の残高（コインの残高）**から**発注中の指値注文の前受金として預託している日本円（コイン）の額**を差し引いた金額を利用可能額といい、お客様はこの利用可能額の範囲内で買い注文が可能です。

取引要綱（販売所）

この取引要綱において、特に説明がない限り、暗号資産を「コイン」、法定通貨を「法貨」、暗号資産と法定通貨を総称して「通貨」と呼ぶものとします。

この取引要綱において、当社が運営する暗号資産販売所を通じて提供するサービスを【販売所】と称するものとします。

1. 取引チャネル

【販売所】は、パソコンおよびスマートフォンによりインターネットでお取引いただけます。オペレーション本部 CX 担当経由、電子メールや電話・ＦＡＸによるご注文は原則として承ることができません。

2. 取引時間（注文受付時間）

24 時間 365 日、年中無休でお取引が可能です（メンテナンス時間を除く）。
メンテナンス時間：
毎週日曜の日本時間 17:00-19:00
※メンテナンス時間は変更する場合があります。

臨時メンテナンスを実施する場合には、必要に応じて取引時間を変更することがあります。

3. 取引通貨ペア

販売所での取扱通貨ペアは、次表のとおりとします。

取扱通貨ペア一覧表

左側通貨（取引通貨）				右側通貨（決済通貨）	
				日本円	ビットコイン※2
暗号資産の名称		英語名	略号	JPY	BTC
ビットコイン		bitcoin	BTC	BTC/JPY	—
オルトコイン（Altcoin）	イーサリアム※1	Ethereum	ETH	ETH/JPY	—
	ライトコイン	Litecoin	LTC	LTC/JPY	—
	エックスアールピー	XRP	XRP	XRP/JPY	—
	ビットコインキャッシュ	BitcoinCash	BCH	BCH/JPY	—
	オントロジー	Ontology	ONT	ONT/JPY	—
	トロン	TRON	TRX	TRX/JPY	—
	シンボル/ジム	Symbol/XYM	XYM	XYM/JPY	—
	カルダノ/エイダ	Cardano/ADA	ADA	ADA/JPY	—
	ステラルーメン	StellarLumens	XLM	XLM/JPY	—
	クオンタム	Qtum	QTUM	QTUM/JPY	—
	ポルカドット	Polkadot / DOT	DOT	DOT/JPY	—
	アイオーエスティー	IOST	IOST	IOST/JPY	—
	ビットコイン SV	Bitcoin SV	BSV	BSV/JPY	—
	ジャスミー	Jasmy	JASMY	JASMY/JPY	—
	コスプレトークン	Cosplay Token	COT	COT/JPY	—
	イーサリアムクラシック	Ethereum Classic	ETC	ETC /JPY	—
	ディープコイン	DEAPcoin	DEP	DEP/JPY	—
	ベーシックアテンショントークン	Basic Attention Token	BAT	BAT/JPY	—
	アスター	Astar	ASTR	ASTR/JPY	—
	コスモス/アトム	COSMOS/ATOM	ATOM	ATOM/JPY	—
	ボルタ	Vaulta	A	A/JPY	—
	ドージコイン	Dogecoin	DOGE	DOGE/JPY	—
	シバイヌ	Shiba Inu	SHIB	SHIB/JPY	—
	ポリゴンエコシステムトークン	Polygon Ecosystem Token	POL	POL/JPY	—

	アクシーインフィニティ	Axie Infinity Shards/Axie Infinity	AXS	AXS/JPY	—
	ダイ	Dai	DAI	DAI/JPY	—
	サンド	SAND	SAND	SAND/JPY	—
	ソラナ	Solana	SOL	SOL/JPY	—
	グラム	Gram	GRAM	GRAM /JPY	—
	アプトス	Aptos	APT	APT /JPY	—
	ビルドアンドビルド	Build N Build	BNB	BNB/JPY	—
	スイ	Sui	SUI	SUI/JPY	—
	ジパングコイン	Zipangcoin	ZPG	ZPG/JPY	—
	ユーピーシエックス	UPCX	UPC	UPC/JPY	—
	ラップドビットコイン	WBTC	WBTC	WBTC/JPY	—
	ペペ	Pepe	PEPE	PEPE/JPY	—
	アービトラム	Arbitrum	ARB	ARB/JPY	—
	オプティミズム	Optimism	OP	OP/JPY	—
	クラトス	Cratos	CRTS	CRTS/JPY	—
	スカイ	Sky	SKY	SKY/JPY	—
	チェーンリンク	Chainlink	LINK	LINK/JPY	—
	オフィシャルトランプ	OFFICIAL TRUMP	TRUMP	TRUMP/JPY	—
	ヘデラ・ハッシュグラフ	Hedera Hashgraphe	HRBA	HRBA /JPY	—
	ジパングコインシルバー	Zipangcoin Silver	ZPGAG	ZPGAG/JPY	—
	ジパングコインプラチナ	Zipangcoin Platinum	ZPGPT	ZPGPT/JPY	—
	ストロングホールド	Stronghold SHx	SHX	SHX/JPY	—

※1 正式名称は「イーサ」。イーサリアムは通称で本来、イーサリアム・プロジェクトにより開発が進められている分散型アプリケーションやスマート・コントラクトを構築するためのプラットフォームとそれらに関連するオープンソース・ソフトウェア・プロジェクトの総称です。

※2 当社においては、2024 年 7 月をもって、BTC 決済による暗号資産交換取引サービスを終了いたしました。

4. 取引単位および呼び値

取引単位および呼び値の最小変動幅（ティック）は、次表のとおりとします。

取引通貨ペア	注文単位	最小注文数量/回	最大注文数量/回
JPY 建て			
BTC/JPY	0.00000001 BTC	0.00001 BTC	5 BTC
BCH/JPY	0.00000001 BCH	0.01 BCH	100 BCH
ETH/JPY	0.00000001 ETH	0.001 ETH	100 ETH
XRP/JPY	0.0001 XRP	1 XRP	200,000 XRP
LTC/JPY	0.00000001 LTC	0.1 LTC	100 LTC
ONT/JPY	1 ONT	1 ONT	1,000 ONT
TRX/JPY	1 TRX	10 TRX	30,000 TRX
XYM/JPY	1 XYM	1 XYM	30,000 XYM
ADA/JPY	0.00000001 ADA	1 ADA	100,000 ADA
XLM/JPY	1 XLM	1 XLM	10,000 XLM
QTUM/JPY	0.0001 QTUM	1 QTUM	100 QTUM
DOT/JPY	0.00000001 DOT	1 DOT	5,000 DOT
IOST/JPY	0.01 IOST	10 IOST	100,000 IOST
BSV/JPY	0.01 BSV	0.01 BSV	50 BSV
JASMY/JPY	0.01 JASMY	10 JASMY	100,000 JASMY
COT/JPY	0.0001 COT	10 COT	50,000 COT
ETC/JPY	0.0001 ETC	0.01 ETC	50 ETC
DEP/JPY	0.01 DEP	100 DEP	100,000 DEP
BAT/JPY	0.01 BAT	1 BAT	3,000 BAT
ASTR/JPY	0.01 ASTR	10 ASTR	20,000 ASTR
ATOM/JPY	0.00000001 ATOM	0.1 ATOM	1,000 ATOM
A/JPY	0.1 A	50A	10,000 A
DOGE/JPY	0.00000001 DOGE	10 DOGE	500,000 DOGE
SHIB/JPY	1 SHIB	10,000 SHIB	500,000,000 SHIB
POL/JPY	0.1 POL	1POL	1,000 POL
AXS/JPY	0.1 AXS	0.1 AXS	200 AXS
DAI/JPY	1 DAI	1 DAI	1,000 DAI

SAND/JPY	1 SAND	1 SAND	1,000 SAND
SOL/JPY	0.00000001 SOL	0.01 SOL	100 SOL
GRAM /JPY	0.01 GRAM	1 GRAM	5,000 GRAM
APT /JPY	0.00000001APT	0.01APT	300APT
BNB/JPY	0.00000001 BNB	0.01 BNB	50 BNB
SUI/JPY	0.00000001 SUI	0.1 SUI	4,000 SUI
ZPG/JPY	0.0001 ZPG	0.0001 ZPG	100 ZPG
UPC/JPY	0.00001 UPC	0.1 UPC	購入　3,000 UPC 売却　1,000 UPC
WBTC/JPY	0.00001 WBTC	0.0001 WBTC	3 WBTC
PEPE/JPY	1 PEPE	100,000 PEPE	500,000,000 PEPE
ARB/JPY	0.1ARB	20ARB	30,000ARB
OP/JPY	0.01OP	20OP	30,000OP
CRTS/JPY	1CRTS	10,000CRTS	30,000,000CRTS
SKY/JPY	1SKY	150SKY	100,000SKY
LINK/JPY	0.01LINK	1LINK	555LINK
TRUMP/JPY	0.01TRUMP	1TRUMP	1,000TRUMP
HRBA/JPY	1HRBA	1HARB	80,000HARB
ZPGAG/JPY	0.001 ZPGAG	0.005ZPGAG	2,500ZPGAG
ZPGPT/JPY	0.0001 ZPGPT	0.0002ZPGPT	100ZPGPT
SHX/JPY	1SHX	100SHX	2,000,000SHX

最大取引数量（1 日）：制限なし（全通貨ペア）

最大保有数量：制限なし（全通貨ペア）

5. 取引価格

お客様は、当社が提示する購入価格で買い付け、売却価格で売り付けることができます。当社は、LP からの配信価格をもとに独自の価格を提示します。

6. 取引注文

販売所で暗号資産を売買する場合、通貨ペアの種類、注文の区別（売り、買いの別）、取引数量を指定します。一部約定はなく、発注した数量すべて約定しない場合は、注文はキャンセルとなります。

(1)注文に関する注意事項

相場状況等によっては注文が成立しない場合もございます。発注した注文の約定を必ずお約束したものではございません。

(2)相場急変時等における価格配信の一時停止および再開について

相場急変時や、LP の状況に変更が生じたことにより、LP から有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LP からの配信価格が市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、LP から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

7. 前受け制度

お客様が、【販売所】でお取引をするためには、売買注文を発注する前に予め買付けに必要な金額を上回る決済通貨を、お客様の販売所口座に前受金として預託しておく必要があります。前受金の金額は実際にお取引するときの価格に基づきリアルタイムで計算されますので、注文前に都度ご確認ください。

8. 取引手数料

【販売所】でお客様が負担する取引手数料は、無料です。

それ以外は、取引要綱（取引所）をご参照ください。

9. 通貨の出し入れ

取引要綱（取引所）をご参照ください。

[重要な注意事項]

◇ 出金額や外部コインアドレスを誤って、コインを送金した場合、誤送金したコインを取戻すことができません。その場合、当社は一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

◇ お客様が利用している外部コインウォレットのパスワードまたはプライベートキーを紛失した場合、そのウォレットで保管しているコインを無期限で使用できなくなる可能性があります。

◇ 当社が設定しているネットワーク手数料よりも高めの報酬を追加したコインの送金は、取引の確認作業を行っているマイナーに追加手数料を獲得しようというインセンティブが働き、ブロックチェーンにおいて取引が確認される確率が高まるため、一般的に、追加報酬を付加しない場合に比べて速やかに送金が完了します。そのため、追加報酬を追加したコイン送金が増加した場合、通常の報酬でのコイン送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。

◇ お客様による大量の出コイン依頼があった場合は、お客様の外部コインアドレスへの送金が平常時よりも時間を要する場合がありますのでご注意ください。

◇ 当社の提示価格にはお客様による買付価格とお客様による売付価格の差（スプレッド）があり、スプレッドは暗号資産の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。

◇当社の提示する価格に関するリスク
当社では、LP からの配信価格をもとに当社で生成した独自の価格を提示しています。そのため、当社が提示する価格は、LP や同業他社が提示している価格と必ずしも一致するものではなく、市場価格や他社の提示する価格等と大きくかい離することがあります。場合によって、お客様にとって不利な価格で約定することがあること、当社の配信価格の履歴に記載のない不利な価格で約定することがあります。なお、相場急変時や、LP の状況に変更が生じたことにより、LP から有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LP からの配信価格が市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、LP から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

◇約定の訂正等
注文の約定は、当社のシステム障害や LP の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させて頂く又は約定の取消しをさせて頂く場合があります。

10. 決済

取引要綱(取引所）をご参照ください。

11．総資産

取引要綱(取引所）をご参照ください。

2019 年 4 月 1 日作成
2026 年 10 月 28 日最終改改正